

第2章 対象行為及び区域

1. 対象行為

第1章の4「用語の定義」に掲げる公共施設について、新設、増設、補修等を行おうとする時、本指針の対象となります。

公共空間は、民間事業者がつくる民間施設と行政関係者がつくる公共建築物及び公共施設によりつくられています。民間施設と公共建築物は景観計画により基準に基づく助言、指導を行っています。

本指針の対象施設は、市内で行う全ての公共施設の整備に関する事業を対象とし、主に以下に示す公共施設についてまとめています。



2. 対象区域

市域全域を対象区域とします。また、伊丹の都市核の役割を担い、にぎわいの創出と活性化を重点的に実施している中心市街地において、その地域特性に応じた基準を設けます。

さらに2軸の道路については、伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区と北少路村都市景観形成道路地区を含み、また歩行者の通行量も多いことから、より厳しい基準を設けます。

基準の適用範囲は以下の通りとします。

○市域全域

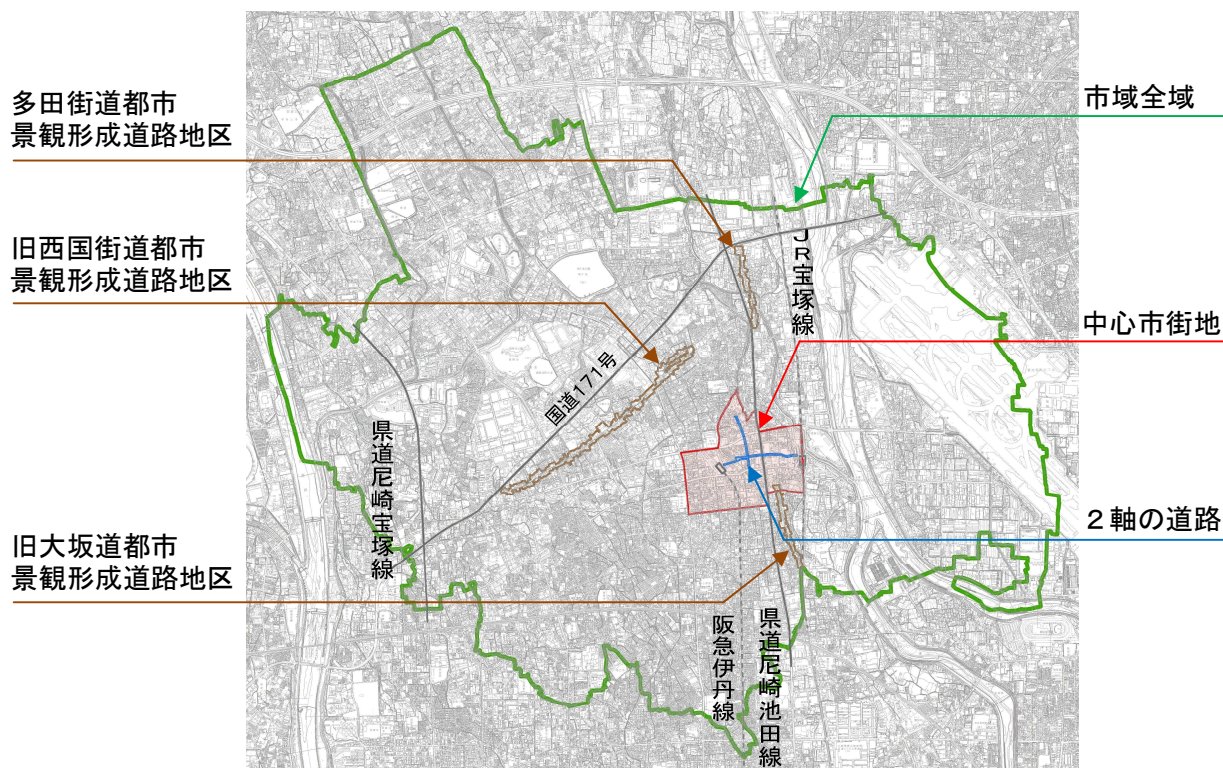
市域全域の景観形成基準。

○中心市街地

市域全域及び中心市街地の景観形成基準。

○2軸の道路

市域全域、中心市街地及び2軸の道路の景観形成基準。



指定区域図（詳細図はP21、P22）